

問は問い合わせ先です

介護保険料の減額申請について

65歳以上の方の介護保険料は、負担能力に応じた負担をしていたり、国や市の基準により5段階に分かれています。

市では、独自施策として、次のすべての条件を満たす方を対象に、単年度の減額措置を実施します。該当される方は申請をお願いします。

■対象者および基準

①平成15年度の介護保険料の所得段階区分が第1段階（生活保護受給者を除く）または第2段階であること。

②前年の年間収入が65万円以下（世帯員が1名増すごとに35万円を加算した額）で介護保険料の納入が困難であること。

③預貯金などの額が、第1段階は65万円（2人以上の世帯は100万円）、第2段階は100万円（2人以上の世帯は135万円）を超えないこと。

④居住用を除き、処分可能な不動産を有していないこと。

⑤市町村民税が課税されている方の扶養や仕送りを受けていないこと。

■減額の内容

第1段階の方は、第1段階の保険料の半額に、第2段階の方は、第1段階の保険料額に減額します。

■減額の申請

減額を受けようとする方は、申請が必要ですので、期限までに提出ください。なお、申請内容審査の上、減額決定となります。

■申請受付期間

8月18日（月）～10月16日（木）
8時30分～17時15分
（土・日・祝日を除く）

■受付場所

市庁舎1階税務課
税務課介護保険係
☎22-1313

消費税が変わります

平成15年度の税制改正により、消費税法の中小事業者に対する特例措置が改正されます。

■事業者免税点の適用上限の引き下げ

納税義務が免除される基準期間における課税売上高が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

■簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

これらの改正は、個人事業者は平成17年分、事業者は平成17年分については、平成17年3月決算分から適用されます。

◎大河原税務署
☎0224-5212202



人権擁護委員の委嘱について

平成15年7月1日付けをもって、法務大臣より次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

●川村佳世子さん

（郡山字金倉23番地1）

人権擁護委員は、皆さんの人権が侵されないようにたえず見守り、もし人権が侵されたり、侵されようとしている場合には、相談相手になってその救済を図ることを使命としています。

相談は無料で、相談されたことは一切秘密に扱われます。

◎生活環境課 ☎22-1314

市でも内職の情報を提供します

これまで、内職の案内情報は、大河原合同庁舎内の大河原産業振興事務所に出向くか、電話での問い合わせをしなければなりませんでしたが、8月1日から白石市でも内職の情報を提供を行います。

●訪問・問い合わせ先

商工観光課商工係（市庁舎2階）
☎22-1321

●提供内容 内職情報、内職求人についての紹介など

※大河原産業振興事務所でも情報提供を従来どおり実施します。

☎0224-5313111
（内線408・企画商工班）

国民健康保険税所得割額の算定方法が変わります

地方税法の改正により、平成15年度以降の国民健康保険税所得割額について、次のとおり算定方法が変更になります。

①公的年金等特別控除（17万円）の廃止

65歳以上で公的年金所得がある方の場合には、公的年金所得額から17万円を控除していましたが、廃止されます。

②給与所得等特別控除（2万円または5%）の廃止

給与所得額から給与所得の収入金額の5%（最高2万円）を控除していましたが、廃止されます。

③青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用

青色および白色申告の事業専従

者給与は、従来まで事業主の所得に戻して算定していましたが、今後は、事業専従者の給与として算定します。

④長期譲渡所得等特別控除の適用

長期および短期譲渡所得は、従来まで特別控除が適用になりましたが、今後は特別控除が適用になりません。

※いずれも国民健康保険税所得割額の算定における特例的な措置を廃止し、市民税所得割額に準じた算定方法に改めるものです。

※なお、この改正での税額の算定は、今月送付する納税通知書（本算定賦課）から反映されます。

◎税務課国民健康保険係
☎22-1313

下水道課からのお知らせ

最近、頻りに各家庭を訪問して、宅地内の下水管やますの清掃・点検を勧める業者がいます。

市の業務として下水管やますの清掃や点検は行っておりません。

また、業者の派遣もしておりませんのでご注意ください。

宅地内の下水管やますは、各家庭の管理（清掃や点検など）となります。誰でも簡単にますのふた

を開けて詰まりなどを確認できます。年1回程度、ますのふたを開け、中に溜まっているものがあれば取り除き、トイレ・台所などからの排水がすぐに流れてくるか確認してみてください。

工事・清掃などの相談は、白石市排水設備工事業者へお願いします。

◎下水道課管理普及係
☎22-1327

下水道排水区域の都市計画決定変更について

市では、今年度中に下水道全体計画区域の変更を予定しており、左図のとおり下水道排水区域の都市計画決定変更を行う予定です。

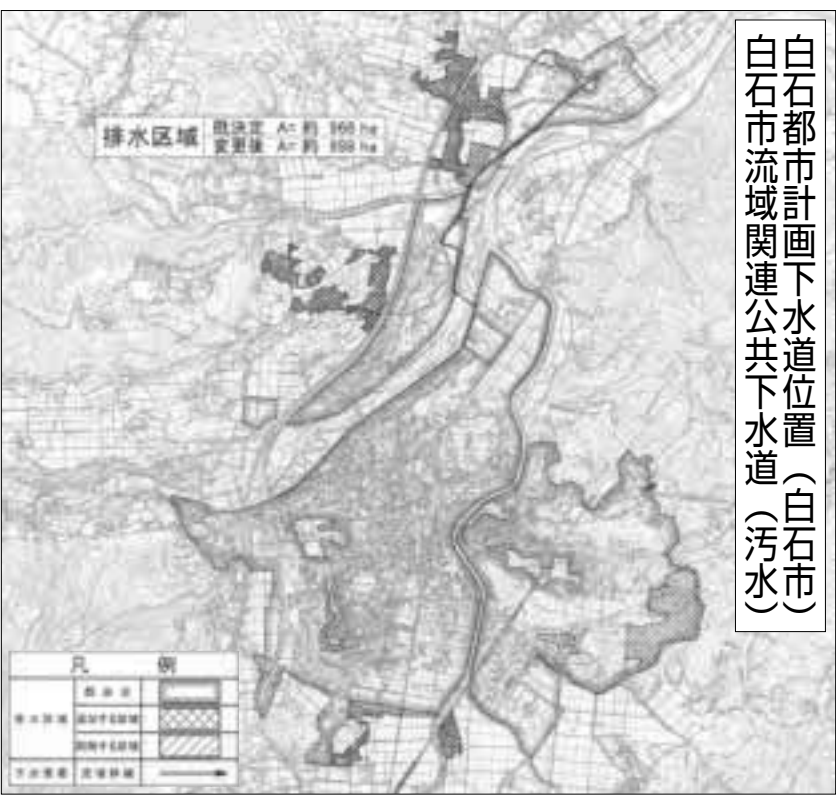
次のとおり、「計画変更についての説明会」を開催しますので、

多くの皆様の参加をお待ちしています。

●日時 8月12日（火）19時～

●場所 市庁舎4階第4会議室

◎下水道課工務係
☎22-1327



8月25日から住民基本台帳ネットワークが本格稼働します

■住民票写しの広域交付

住民票写しの交付事務は、市民課窓口や、市内の各事務連絡所などでの対応でしたが、全国市区町村の本庁市民課等窓口でも交付を受けることが可能となりました。

他市町村の出入で急な用途が生じた場合、運転免許証、住民基本台帳カードなど、本人確認ができる書面を提示することにより、本人および同一世帯員の住民票写しの交付が受けられますので、お知らせいたします。

※ただし、氏名、性別、生年月日、住所の4情報の証明で、手数料や交付取り扱い窓口も異なりますので、各区市町村にお問い合わせください。

■住民基本台帳カードの交付

本人に係る住民基本台帳登録事項の一部情報が入力された「住民基本台帳カード」を、本人からの交付申請に基づいて市民課窓口で発行します。

このカードには、「顔写真のあるもの」と「顔写真のないもの」の2種類があり、申請者ご本人の選択により、申請手続きをしていただくこととなります。

なお、写真付きのカードは、官公署発行の証明書となり、本人確認に使用できます。

【手数料が500円かかります】

住宅金融公庫からのお知らせ

住宅金融公庫の住宅ローンを返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方に対して、次のような返済方法の変更を実施しています（取扱期間は平成16年3月末まで）。

①返済期間の延長（最長15年）

②元金据置期間の設定（最長3年）

③元金据置期間中の金利引き下げ

詳細は、住宅金融公庫東北支店
☎0222-22715003
または現在返済中の金融機関まで。